

第1章 医療法

5 - (1) 病院、診療所、助産所構造設備使用許可申請

1 事 案	病院又は入院施設を有する診療所若しくは入所施設を有する助産所の構造設備について使用許可 を受ける場合
2 根拠法令	法27条
3 提出宛名	知事（保健所長経由）
4 提出部数	2部
5 添付書類	<p>(1) 開設許可事項の一部変更許可指令の写 (2) 使用許可を受ける室が明示された平面図 (3) 使用許可申請に関する検査結果の届出書（自主検査時） (4) 使用許可申請に関する検査結果の調査書（保健所検査時） (5) 放射線に係る測定結果* 1（放射線機器の場合）</p> <p>* 1：測定結果 固定して使用しない装置（ポータブル・外科用イメージ等）は空間線量分布図とするが、それ以外の放射線機器にあつては漏洩線量測定結果を添付する。なお、救急業務等での使用のため、機器設置前に使用許可申請可を受ける場合にあつては、遮蔽計算書による代用を認めるが、この場合はエックス線変更届出の際に漏洩線量測定結果を添付すること。</p>
6 事務処理	収受 - 調査 - 起案 - 決裁 - 進達（許可後台帳整理）
7 手数料 （ 県証紙 ）	<p>(1) 自主検査 病院 22,000円、 診療所 11,000円 、 助産所 8,000円 (2) 保健所検査 病院 43,000円、 診療所 22,000円 、 助産所 16,000円</p>
8 審査要領	<p>(1) 申請書の誤記・記入もれ、添付書類の不備、手数料の過不足・不正使用はないか。 (2) 申請者と申請者印は相違ないか。なお、訂正印にも同一のものが使用されているか。 (3) 名称、所在地、管理者の氏名、診療科名、従事者の定員は、台帳と相違ないか。 (4) 構造設備は医療法上問題ないか。</p>
9 備考	<p>・病室、手術室、放射線に関する構造設備以外の構造設備であれば自主検査可。 なお、病室、手術室、集中治療室、放射線に関する構造設備であっても、工事を伴わない変更であれば、自主検査可。</p>

<病室についての変更> (平成13年4月1日付け県健康政策課事務連絡より)

(1) 病室毎の病床数を変更するが、総病床数は変更がない場合(工事を伴わない)

: 自主検査可能

例) 101号室(4床)、102号室(6床)

101号室(5床)、102号室(5床)

総病床数50床は変更なし

(2) 病室毎の病床数を減床し、総病床数も減る場合(工事を伴わない)

: 使用前検査は不要

例) 101号室(4床)、102号室(6床)

101号室(3床)、102号室(5床)

総病床数50床 48床

(3) 病室毎の病床数を増床し、総病床数も増える場合(工事を伴わない)

: 自主検査可能

例) 101号室(4床)、102号室(6床)

101号室(5床)、102号室(7床)

総病床数50床 52床

(4) 一般病室から精神、結核、感染症病室への種別変更 又はその逆(工事を伴わない)

(5) 一般病室から療養病室への種別変更 又はその逆(工事を伴わない)

: (4)、(5)とも 自主検査可能

ただし、構造設備の変更を要せず、病室の定員が変更しない場合又は構造設備の変更を要せず、病室の定員が減る場合は、使用前検査は不要。

例) 一般病室(4床) 精神病室又は療養病室(4床)(工事を伴わない)

一般病室(4床) 精神病室又は療養病室(3床)(工事を伴わない)

(様式5)

〔 病 院：自主22,000円 保健所43,000円
診 療 所：自主11,000円 保健所22,000円
助 産 所：自主 8,000円 保健所16,000円 〕

長 崎 県
収 入 証 紙

病院・診療所・助産所構造設備 使用許可申請書

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者 氏 名

印

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記により、病院(診療所、助産所)の構造設備を使用したいので、医療法第27条の規定に基づき申請します。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 管理者の氏名

4 診療科名

5 許可を受ける事項 (個人開設の診療所は記載不要)

年 月 日付け 長崎県指令 第 号による許可証のとおり

6 使用開始予定年月日